調査対象物質	地方	地点	調査地点	測定値	報告時
	公共団体	番号		検体1	検出下限値
[1] 2,3-エポキシ-1-プロパノール	北海道	1	苫小牧港		
初期環境調査・水質(単位:ng/L)	秋田県	2	秋田運河 (秋田市)	nd	31
地点ベース検出頻度:0/16(欠測等:1)	茨城県	3	利根川河口かもめ大橋 (神栖市)	nd	31
検体ベース検出頻度:0/16(欠測等:1)	千葉県	4	市原・姉崎海岸	nd	31
検出範囲:nd	東京都	5	荒川河口 (江東区)	nd	31
検出下限値範囲:31		6	隅田川河口 (港区)	nd	31
検出下限値:31	横浜市	7	横浜港	nd	31
要求検出下限値:6,700		8	鶴見川亀の子橋 (横浜市)	nd	31
	新潟県	9	信濃川下流 (新潟市)	nd	31
	愛知県	10	名古屋港潮見ふ頭西	nd	31
	名古屋市	11	堀川港新橋(名古屋市)	nd	31
	大阪府	12	大和川河口 (堺市)	nd	31
	兵庫県	13	姫路沖	nd	31
	岡山県	14	水島沖	nd	31
	山口県	15	徳山湾	nd	31
	北九州市	16	洞海湾	nd	31
	福岡市	17	博多湾	nd	31

⁽注1)「検出頻度(地点ベース)」とは検出地点数/調査地点数(欠測等は除く)を、

[「]検出頻度(検体ベース)」とは検出検体数/調査検体数(欠測等は除く)をそれぞれ意味する。

⁽注2) ---: 欠測等

⁽注3)「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

⁽注4) nd:不検出